

年金払い退職給付（退職年金）をご存じですか。 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を 共済本部からお送りしています！

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員の退職給付の一部として支給される年金制度として「年金払い退職給付」が設けられました。原則65歳の請求時に給付算定基礎額残高^{※1}を基に決定されます。

組合員の方には、毎年1回、7月下旬に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を共済本部から送付しています。

（※）毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じた額を利息とともに積み立てた額

①標準報酬月額

掛金の基礎となる標準報酬の月額
期末勤勉手当支給月は、標準期末手当等
(期末勤勉手当の千円未満切り捨て)を含む

②付与額

①標準報酬月額に①付与率(令和4年度は1.5%)を乗じた額

③利息

前月の④給付算定基礎額残高と当月の②付与額に対する利息

④給付算定基礎額残高

当月までの②付与額と③利息の累計

⑤前年度末(給付算定基礎額残高)

R4.10～R5.3の累計

⑨給付算定基礎額等合計

H27.10～R5.3の累計

⑩付与率

組合員の掛金率0.75%+事業主の負担金率0.75%

(入金) 期月	① 標準報酬月額	② 付与額	③ 利息	④ 給付算定基礎額残高
前年度末				600000
4月	300000	4500	0	604500
5月	300000	4500	0	609000
6月	1000000	15000	0	624000
7月	300000	4500	0	628500
8月	300000	4500	0	633000
9月	300000	4500	0	637500
10月	300000	4500	10	642010
11月	300000	4500	10	646520
12月	1000000	15000	11	661531
1月	300000	4500	11	666042
2月	300000	4500	11	670553
3月	300000	4500	11	675064
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金	終身退職年金	
⑤ 前年度末	600000			
⑥ 付与額累計	75000			
⑦ 利息				
⑧ 今回通知	675064			
⑨ 給付算定基礎額等合計	675064			
付与率	令和4年4月～5年3月	1.500%		
位 基準利率(年率)	令和4年4月～4年9月	0.000%		
	令和4年10月～5年3月	0.020%		

この数字に注目!

◆受給権発生(65歳)時点の年金額

半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。



※1 組合員期間が10年未満の場合は、1/4になります。

〈受給要件〉

- ・65歳以上であること
- ・退職していること
- ・1年以上引き続く組合員期間を有すること（平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間も対象）

$$\text{有期退職年金:年額} = (\text{⑨給付算定基礎額等合計} \times 1/2) \div \text{現価率}(\text{※2})$$

有期退職年金は20年(10年)で受給又は一時金で受給することができます。

※2 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます。
(240月:19.959725、120月:9.989841)

$$\text{終身退職年金:年額} = (\text{⑨給付算定基礎額等合計} \times 1/2) \div \text{現価率}(\text{※3})$$

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます
(60歳:27.261629、65歳:22.972879、70歳:18.811970)

(注) 現価率は令和4年10月～令和5年9月までのもので、毎年10月に見直しがあります。